

広島労働局発表
令和5年11月29日

【照会先】

広島労働局雇用環境・均等室

室長

高橋 秀寿

室長補佐（指導担当）

大江千穂子

（電話）082-221-9247

報道関係者 各位

「えるぼし」企業 及び「くるみん」企業を決定しました
～認定通知書の交付式を開催します～

広島労働局（局長 釜石英雄）は、この度、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）企業として、株式会社アイگران（広島市）の1社を、また、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定）企業として、豊国工業株式会社（東広島市）、社会福祉法人アンダンテ（福山市）の2社を認定しました。

つきましては、「認定通知書交付式」を下記のとおり開催しますので、報道機関の皆様には、「職場における女性活躍」及び「職場における子育てサポート」が県内企業をはじめ県民の皆様に広く浸透するように、取材・報道をよろしくお願い致します。

認定通知書交付式

～令和5年12月4日（月） 10:00 ～

会場：広島市中区上八丁堀 6-30

広島合同庁舎 2号館 5F 労働局長室

【えるぼし認定企業】

株式会社アイگران（広島市 医療・福祉業）

代表者 代表取締役 橋本 雅文

労働者数 4,978人

【くるみん認定企業】

豊国工業株式会社（東広島市 設備設計製造業）

代表者 代表取締役 金谷 俊宗

労働者数 205人

社会福祉法人アンダンテ（福山市 社会福祉サービス業）

代表者 理事長 池田 正則

労働者数 26人



認定マーク「えるぼし」

☆は認定段階



認定マーク「くるみん」

☆は認定回数

- 添付書類 別添1 認定企業の取組内容
別添2 認定基準（えるぼし企業）
別添3 認定基準（くるみん企業）
別添4 認定企業名一覧（広島労働局管内）



〈えるぼし認定企業の状況〉

★★株式会社アイگران （広島市）

業 種：医療・福祉

労働者数：4,978人（男性 265人、女性4,713人）

計画期間：令和5年3月1日～令和7年2月28日

認定基準 ★★ 下記5項目の基準のうち4項目を満たしています。

1 採用：正社員に占める女性比率が産業ごとの平均値以上であること

☆☆ 正社員に占める女性比率 93.0 % (66.1% (※))

☆☆ 正社員の基幹的な雇用管理区分に占める女性比率 93.6 % (59.0% (※))

2 正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること

☆☆ 正社員の女性労働者の平均継続勤務年数 3.7 年 (8.7 年 (※))
2年以上連続して実績が改善しています。

3 労働時間等の働き方：労働者の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数の平均が各月とも全て45時間未満であること

☆☆ 各月全て45時間未満

4 管理職比率：管理職に占める女性労働者の割合が各産業の平均値以上であること

☆☆ 管理職に占める女性の割合 77.9 % (41.8% (※))

5 多様なキャリアコース：2項目以上の実績を有すること

☆☆ 通常の労働者への転換、派遣労働者の雇入れ 201 人

☆☆ 女性のキャリアアップに資する雇用管理区分の転換 12 人

☆☆ 女性の通常の労働者としての再雇用（定年後の再雇用者除く） 91 人

☆☆ おおむね30歳以上の女性の通常の労働者としての中途採用 1,831 人

《くるみん認定企業の取組内容》

社会福祉法人アンダンテ（福山市）



業 種：社会福祉サービス事業

労働者数：26人（男性6人、女性20人）

計画期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日（1期目）

◆行動計画における目標

目標1 妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

◆主な取組内容◆

●社員へのアンケート調査、母性健康管理に関する資料の配布。

- ・母性健康管理に関する認知度調査を実施し、全社員における認知度を把握した。
- ・その際に自社作成の「妊娠が判明した場合の対応を記した資料」を配布した。

●管理職を対象とした母性健康管理の研修を実施。

- ・厚生労働省が主催する「母性健康管理研修会」に責任者3名を参加させ責任者への周知、および労働者への周知を図った。
- ・内容は2時間構成で

「第1部 男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置、母性健康管理指導時効連絡カードの改正等」

「第2部 妊娠中・出産後の女性労働者の体調管理の留意点」

「第3部 安心・安全に働くことが出来る職場環境づくりと、知っておくべき法制度」

◆計画期間における育児休業等の取得状況◆

- 男性：計画期間における育児休業の取得 100%
- 女性：計画期間における育児休業の取得 100%

《くるみん認定企業の取組内容》



豊国工業株式会社（東広島市）

業 種：製造業

労働者数：205人（男性178人、女性27人）

計画期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日（2期目）

◆行動計画における目標

1. 従業員全体に時間外労働時間を一人当たり年間平均25時間以内とする。
2. 育児休業制度の利用の促進を図る。
3. 有給休暇の計画的付与制度の利用を年1日以上実施し、有給休暇の利用促進を図る。

◆主な取組内容◆

●ノー残業デーの実施

- ・毎週水曜日をノー残業デーと定め、労使協定を締結している。
- ・年間カレンダーにてノー残業デーを明示し、毎週水曜日は社内放送にて定時退社を促している。

●育児休業に関する相談窓口の設置

- ・社内イントラネットおよび掲示板にて、育児休業に関する相談窓口を周知している。

●有給休暇の計画的付与

- ・計画年休日を付与することを定め、労使協定を締結している。
- ・令和2年度および令和3年度は1日、令和4年度は3日の付与実績があった。

◆計画期間における育児休業等の取得状況◆

- | | |
|--------------------------------|------|
| ●男性：計画期間における育児休業および育児目的休暇制度の取得 | 40% |
| うち、男性労働者の育児休業取得者数 | 4人 |
| ●女性：計画期間における育児休業の取得 | 100% |

▶ 女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主への認定である現行の「えるぼし認定」よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定を創設しました。

- **えるぼし認定**：一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である**等の一定の要件を満たした場合に認定します。
- **プラチナえるぼし認定**：えるぼし認定を受けた事業主のうち、**一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である**等の一定の要件を満たした場合に認定します。

▶▶ 認定の取得のメリット

- ・認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める**認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品や広告などに付す**ことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。認定を受けた事業主であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。
- ・認定を受けた事業主は、**公共調達の加点を受けられます**。
- ・また、**プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されます**。

▶▶ 認定の段階

<p>プラチナえるぼし</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ・男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※) ・プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること(※) ・女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※) <p>(※) 実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要</p>
<p>えるぼし (3段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>えるぼし (2段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>えるぼし (1段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

お問い合わせ先



都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



令和4年
4月1日
から

くるみん認定、プラチナくるみん認定の 認定基準等が改正されました！ 新しい認定制度もスタートしました！

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

また、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができます。

令和4年4月1日から認定制度が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

ポイント1

○くるみんの認定基準とマークが改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率 **7%**以上 → 令和4年4月1日以降：**10%**以上

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率

15%以上 → 令和4年4月1日以降：**20%**以上

②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」 (<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/> p.3 参照) で公表すること、が新たに加わりました。

認定に関する経過措置

①令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する水準でも基準を満たします。なお、この場合に付与されるマークは改正前マークとなります。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。
この場合に付与されるマークは改正後のマークとなります。



新しいくるみんマーク

ポイント2

○プラチナくるみんの特例認定基準が改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率 **1.3%**以上 → 令和4年4月1日以降：**30%**以上

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率

30%以上 → 令和4年4月1日以降：**50%**以上

②女性の継続就業に関する基準が改正されました。

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合

55%以上 → 令和4年4月1日以降：**70%**以上

特例認定に関する経過措置

①令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する水準でも基準を満たします。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。

特例認定の取消に関する経過措置

プラチナくるみんは認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても改正前の基準を満たしていれば取消の対象とはなりません。

経過措置の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

ポイント3

トライくるみんマーク

○新たな認定制度「トライくるみん」が創設されました。




認定基準は、改正前のくるみんと同じです。※トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。



ポイント4

○新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」が創設されました (詳細は p.4 参照)。

くるみん、トライくるみん認定基準

改正前くるみん 	トライくるみん 	新しいくるみん 
1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。 2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。 3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。 4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。		
5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 7% 以上であること。 (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 15% 以上であり、かつ、育児休業等を取った者が1人以上いること。	5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 10% 以上であり、 当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 20% 以上であり、 当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、 かつ、育児休業等を取った者が1人以上いること。	5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 10% 以上であり、 当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 20% 以上であり、 当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、 かつ、育児休業等を取った者が1人以上いること。
<労働者数が300人以下の一般事業主の特例> 計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。		
① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く) ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。 ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が 7% 以上であること。	① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)、かつ、 当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、 当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が 10% 以上であり、 当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。	① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)、かつ、 当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、 当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が 10% 以上であり、 当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。	④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、 企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。	④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、 企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。 <労働者数が300人以下の一般事業主の特例> 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。	6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、 当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 <労働者数が300人以下の一般事業主の特例> 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であり、 当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。	6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、 当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 <労働者数が300人以下の一般事業主の特例> 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であり、 当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。
7. 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。		
8. 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。 (1) フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であること。 (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。		
9. 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ① 所定外労働の削減のための措置 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置		
10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。		

プラチナくるみん



1～4. 改正前くるみん、トライくるみん、新くるみん認定基準1～4と同一

5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 30% 以上であること。

(2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 50% 以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

<労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること。(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)

② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。

③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が 30% 以上であること。

④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。

6～8. 改正前くるみん、トライくるみん認定基準6～8と同一

9. 次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。

① 所定外労働の削減のための措置

② 年次有給休暇の取得の促進のための措置

③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

10. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職(育児休業等を利用している者を含む)している者の割合が 90% 以上であること。

(2) 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者(子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む)の割合が 70% 以上であること。

<労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間中に(1)が 90% 未満かつ(2)が 70% 未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、上記の(1)が 90% 以上または(2)が 70% 以上であれば、基準を満たす。

11. 育児休業等をし、または育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

12. 改正前くるみん、トライくるみん、新くるみん認定基準10と同一

○プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度(事業年度＝各企業における会計年度)の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

・1回目の公表は、プラチナくるみん取得後おおむね3ヶ月以内

・2回目の公表は、公表事業年度終了後おおむね3ヶ月以内 に行ってください。

「両立支援のひろば」<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

は、厚生労働省が運営するウェブサイトです。

・一般事業主行動計画を公表する「一般事業主行動計画公表サイト」

・自社の両立支援の取組状況をチェックし、その結果を踏まえ一般事業主行動計画を作成できる「両立診断サイト」

・企業や労働者向けのお役立ち情報 など、

職場で両立支援を進めるための各種情報を検索・閲覧できます。ぜひご活用ください。

不妊治療と仕事との両立に関する認定基準

プラスマーク
(例：くるみんプラスマーク)



くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの一類型として、
不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度「プラス」が創設されました。

1. 受けようとするくるみんの種類に応じた p.2 または p.3 の認定基準を満たしていること。

※例えば、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業として

くるみんプラス認定を受けようとする場合、p.2 のくるみん認定基準の1～10を満たす必要があります。

2. 次の(1)～(4)をいずれも満たしていること。

(1) 次の①及び②の制度を設けていること。

- ① 不妊治療のための休暇制度（多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。）
- ② 不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度

(2) 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。

(3) 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。

(4) 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者を選任し、社内に周知していること。

※不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業としてプラチナくるみんプラス認定を受けた企業は、毎年少なくとも1回、2(1)

①の不妊治療のための休暇制度の内容、2(1)②の制度のうち講じているものの内容、2(3)の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組の内容について、公表日の前事業年度における状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

公共調達における加点評価

○各府省等が総合評価落札方式または企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業などを加点評価するよう国の指針において定められています。それに基づき各府省等は、公共調達において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を積極的に評価し、これらの企業の受注機会の増大を図る観点から、総合評価落札方式または企画競争による調達を行うときは、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとしています。

○個別の調達案件における加点評価については、各調達案件の担当にお問い合わせください。

内閣府からのお知らせ 「くるみん助成金」について

○「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けた中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）に対し、上限50万円の助成金を支給する「くるみん助成金（中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業）」もぜひご活用ください（令和3年10月から令和9年3月まで）。

※「トライくるみん認定」は対象外です。

○事業の詳細については、以下のURL をご覧いただくか、一般財団法人女性労働協会へお問い合わせください。

くるみん助成ポータルサイト <https://kuruminjosei.jp/>

働き方改革推進支援資金

○「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画の届出義務のない企業（常時雇用する労働者が100人以下）や、このうち、くるみん認定企業が、一定の要件を満たした場合に、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が実施する「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。

○働き方改革推進支援資金の詳細については、以下のURL をご覧いただくか、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html

お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

令和4年6月作成リーフレット NO.8

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業
(広島労働局管内)(令和5年10月10日現在)

	企業名	段階	所在地	認定年月
1	マックスバリュ西日本 株式会社	★★	広島市	平成28年6月
2	オタフクソース 株式会社	★★	広島市	平成28年7月
3	西川ゴム工業 株式会社	★★★	広島市	平成29年3月
4	株式会社 イズミ	★★★	広島市	平成29年9月
5	株式会社 第一ビルサービス	★★★	広島市	平成30年2月
6	株式会社 ドコモCS中国	★★★	広島市	平成31年3月
7	株式会社 ゆめカード	★★★	広島市	平成31年4月
8	中国労働金庫	★★	広島市	令和2年11月
9	リョービ 株式会社	★★★	府中市	令和2年11月
10	株式会社 日興ホーム	★★	東広島市	令和2年11月
11	社会福祉法人 永照福祉会	★★	広島市	令和2年1月
12	株式会社 日立ソリューションズ西日本	★★	広島市	令和2年4月
13	株式会社 高陽ドルフィン	★★★	広島市	令和2年7月
14	株式会社 ソルコム	★★	広島市	令和3年12月
15	株式会社 ワイテック	★★★	安芸郡海田町	令和3年1月
16	青山商事 株式会社	★★	福山市	令和3年8月
17	株式会社 オオケン	★★	広島市	令和4年3月
18	株式会社 キャリアカレッジジャパン	★★★	広島市	令和5年1月
19	丸善製薬株式会社	★★★	尾道市	令和5年6月
20	株式会社 中電工	★★	広島市	令和5年9月
21	株式会社 エフピコ	★★	福山市	令和5年9月
22	株式会社 アイگران	★★	広島市	令和5年10月

**次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業一覧
(広島労働局管内)(令和5年10月10日現在)**

	企業名	所在地	認定年	認定回数
1	アヲハタ株式会社	竹原市	2008年・2011年・2016年・2021年	4
2	株式会社イズミ	広島市	2017年	1
3	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国	広島市	2014年	1
4	株式会社エフピコ	福山市	2008年	1
5	株式会社エブリイ	福山市	2017年	1
6	株式会社オオケン	広島市	2014年	1
7	株式会社オーザック	福山市	2015年	1
8	医療法人社団大谷会	江田島市	2012年・2015年	2
9	オタフクソース株式会社	広島市	2007年	1
10	オタフクホールディングス株式会社	広島市	2007年	1
11	社会福祉法人尾道さつき会	尾道市	2012年	1
12	極東興和株式会社	広島市	2014年	1
13	呉信用金庫	呉市	2016年	1
14	医療法人社団恵愛会	広島市	2016年	1
15	持続未来株式会社	広島市	2014年	1
16	株式会社サンキ	広島市	2010年・2017年	2
17	社会福祉法人慈照会	三次市	2014年	1
18	医療法人社団樹章会	東広島市	2018年	1
19	新川電機株式会社	広島市	2014年	1
20	医療法人社団住吉医院	呉市	2016年	1
21	株式会社誠和	尾道市	2014年	1
22	医療法人社団せがわ会	山県郡	2014年	1
23	総合運送有限会社	福山市	2009年	1
24	医療法人辰川会	福山市	2020年	1
25	株式会社タニシ企画印刷	広島市	2017年	1
26	社会保険労務士法人たんぽぽ会	広島市	2015年	1
27	中国労働金庫	広島市	2020年・2023年	2
28	有限会社デイズ	府中市	2013年	1
29	デリカウイング株式会社	廿日市市	2009年	1
30	デルタ工業株式会社	安芸郡	2016年	1
31	有限会社トラスト調剤	広島市	2019年	1
32	日東製網株式会社	福山市	2020年	1
33	日本基準寝具株式会社	広島市	2022年	1
34	日本ロードテック株式会社	広島市	2019年	1
35	医療法人社団博愛会	東広島市	2013年	1
36	社会福祉法人白寿会	呉市	2015年	1
37	株式会社原青果	広島市	2015年	1

38	株式会社ピーエムシー企画	広島市	2014年	1
39	株式会社広島銀行	広島市	2007年・2009年・2011年・2015年・2021年	5
40	広島スバル株式会社	広島市	2015年	1
41	国立大学法人広島大学	東広島市	2010年・2014年	2
42	広島テレビ放送株式会社	広島市	2014年	1
43	公益財団法人広島平和文化センター	広島市	2014年	1
44	広島化成株式会社	福山市	2019年	1
45	株式会社ヒロタニ	東広島市	2015年	1
46	株式会社ヒロテック	広島市	2019年	1
47	株式会社福屋	広島市	2007年	1
48	富士ゼロックス広島株式会社	広島市	2013年	1
49	株式会社プレコ	広島市	2017年	1
50	ホシザキ中国株式会社	広島市	2016年	1
51	株式会社マイティネット	広島市	2019年	1
52	ひろぎんITソリューションズ株式会社	広島市	2021年	1
53	マックスバリュ西日本株式会社	広島市	2008年・2013年	2
54	マツダ株式会社	安芸郡	2007年	1
55	株式会社マツダE&T	広島市	2009年・2012年	2
56	マツダエース株式会社	安芸郡	2012年・2015年	2
57	マツダロジスティクス株式会社	広島市	2011年	1
58	宮地ナショナル株式会社	尾道市	2013年	1
59	ミリアグループ株式会社	広島市	2016年	1
60	社会福祉法人優輝福祉会	庄原市	2012年	1
61	社会医療法人里仁会	三原市	2013年	1
62	リョービ株式会社	府中市	2008年・2019年	2
63	中国電力株式会社	広島市	2021年	1
64	中国電力ネットワーク株式会社	広島市	2021年	1
65	株式会社日本斎苑	三次市	2021年	1
66	青山商事株式会社	福山市	2021年	1
67	ダイキョーニシカワ株式会社	東広島市	2021年	1
68	ティーエスアルフレッサ株式会社	広島市	2022年	1
69	広島ガス株式会社	広島市	2022年	1
70	株式会社プローバホールディングス	広島市	2023年	1
71	株式会社サタケ	東広島市	2023年	1
72	大宮工業株式会社	福山市	2023年	1
73	株式会社中国新聞社	広島市	2023年	1
74	豊国工業株式会社	東広島市	2023年	1
75	社会福祉法人アンダンテ	福山市	2023年	1